

南房総市大房岬自然の家

宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第8版）

令和4年7月16日

1 本ガイドラインの趣旨について

本ガイドライン策定にあたっては公益社団法人日本環境教育フォーラム、NPO 法人自然体験活動協議会、一般社団法人日本アウトドアネットワークが共同作成した「自然体験活動・自然教育・野外教育・環境教育を実施している事業者における新型コロナ対応ガイドライン(第1版令和2年5月20日付)」や全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が示した「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版 令和2年5月14日付)」、また、文部科学省による通達、千葉県や南房総市の協力要請、関連する業界団体のガイドラインを参考に策定した。

本ガイドラインは、全国で緊急事態宣言が解除後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、施設再開や再開時の運営にあたっての要件を規定するものである。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、国による新たな基準の公表や変更、自治体の要請等の変更を踏まえて、必要に応じて見直すこととする。

2 感染防止のための基本的な考え方

(1) 総論

- 感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施を中心とした感染防止対策を行う。施設利用時だけでなく移動中の感染防止にも取り組む。
- 3密を避けるための対策を講じる。(対人距離の確保、部屋の換気など)
- 施設を管轄する千葉県や南房総市と連絡調整を行いながら防止対策を進める。
- 感染疑いのある者が発生した場合の対応が迅速に行えるよう、所管保健所と密に連絡が取れる体制を作る。

(2) 利用受入れの基本的な考え方

当面の間、以下の項目をすべて満たした場合に利用を受け入れる。

- 利用団体（学校）において、新型コロナウイルス感染症による、休校等の措置がないこと。
- 利用者が過去7日以内に発熱や咳、だるさ（倦怠感）、頭痛、腹痛（下痢）、体調不良等の諸症状がないこと。もしくは、上記該当症状が出た方が、抗原検査・PCR検査の陰性証明、医師により新型コロナウイルス感染症ではない証明がされていること。
- 利用者が過去2週間以内に海外へ渡航、滞在歴、またその様な方と濃厚接触がないこと。
上記該当者の、抗原検査・PCR検査の陰性証明、医師により新型コロナウイルス感染症ではない証明がされていること。
- 団体代表者が参加者全員の緊急連絡先を把握していること。

○利用団体が滞在中に体調不良者が出た場合に即座に帰宅できる体制を作っていること。

(3) 感染拡大防止に向けた取り組み

- 今後当面の間、宿泊利用の日程変更や新規利用申し込みについては、利用者同士の身体的距離を確保できるように配慮した人数を上限の目安とする。
- 職員は窓口を含め、マスクを着用し対応する
- 館内各所（玄関やロビー、食堂など）に手指消毒用のアルコールを配置する。
- 食堂は衝立（ついたて）などを設置し飛沫感染防止に努める。
- 弁当形式での提供を可能として周知し、食事場所を分散するなど身体的距離の確保に努める。
- 屋外活動プログラムは（オリエンテーリング等）や野外炊事は従来通り実施する
- 屋内活動プログラムは感染予防に最大限留意した上での活動を利用団体へ依頼する。
内容や人数によっては活動変更を依頼する場合もある。

3 場面ごとの感染防止対策（利用者への依頼事項）

(1) バスなど移動時

- マスクを着用し咳エチケット等のマナーを守り、乗車中は私語を控える。
- 1 時間に5～10分程度の換気を行う。
- 可能な限り席は離れて座る。

(2) 活動中

- 利用者全員の検温を、1日2回（起床時、就寝前など）を団体代表者へ依頼する。
- マスクを着用し、咳エチケットを徹底する。
- こまめな手洗い・うがいを励行する。
- 手洗い後のタオルやハンカチはシェアをしないよう、指導を依頼する。
- 近距離での会話や発声、高唱は避ける。
- 活動場所及び宿泊室の定期的な換気（1時間に5～10分程度）。
- 活動場所及び宿泊室の使用後は清掃の最後に机・イス・スイッチ・ドアノブなど利用者が触れたところを中心に、消毒を依頼する。

(3) 食事

- 食堂入口にて手洗いとアルコール消毒を行う。
- 団体毎にご飯、おかず等を配分する。
団体内で配膳係を設け、食事の盛り付けと配膳を行う。
配膳係はマスクを着用し、三角巾、エプロン等を装着する。
配膳係は私語を控えるように指導を依頼する。
配膳時にならぶ場合は1mの間隔をとって並ぶよう、指導を依頼する。
- 食堂使用後は使用したテーブルや床の清掃及びテーブルの消毒を依頼する。

(4) 入浴

○団体毎に入浴時間を決め、完全入れ替えとする。

(5) 体調不良者発生時

○体調不良者が発生した場合は、新型コロナウイルス感染である場合を想定した対応とする。

○発症者の氏名・宿泊室部屋番号・年齢・性別・症状を確認する。

○発症者は速やかに帰宅するよう、団体代表者へ依頼する。

○発症者が利用した宿泊室については、当施設職員が消毒を終了するまでの間利用に提供しない。

○発症者の帰宅後の経過について確認する。

4 キャンセル規定について

○利用日 30 日前からのキャンセルについては、キャンセル料（宿泊費50%）が発生する。

5 主催事業における実施方針

○感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保（最低1m）」「マスクの着用（屋外の活動など3密を避けられる場合は必須ではない）」「手洗い・消毒の実行」をスタッフ（職員及びボランティア）と参加者が徹底することを基本として考える。

○スタッフの体調管理の徹底 ※体調不良者は事業に参加しない

○屋内活動は活動場所の定期的な換気（1時間に5～10分程度）を行う。

○実施日から起算して7日以内に発熱や咳、だるさ（倦怠感）、頭痛、腹痛（下痢）、体調不良等があった方や緊急事態宣言対象地域に居住されている方は参加を遠慮していただく。

○実施日から起算して2週間以内に海外へ渡航、滞在歴、またその様な方と濃厚接触があった場合は参加を遠慮していただく。

○共用で使用する備品は使用後に消毒をする。

5 施設管理運営における感染防止対策

(1) 施設・備品等

○貸出備品は備品返却後に職員が消毒をする。

○利用団体と打ち合わせを行う際には身体的距離を確保した上で行う。

(2) 職員の感染防止対策

○定期的な手洗い・手指消毒の徹底

○業務開始前の検温・体調確認

○原則マスクの着用・咳エチケットの徹底。

以上